

つくばみらい市訓令第 7 号

つくばみらい市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 19 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市事務決裁規程の一部を改正する訓令

つくばみらい市事務決裁規程（平成 18 年つくばみらい市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中「国民健康保険被保険者証の交付」を「国民健康保険資格確認書等の交付」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の別表第 5 の規定は、令和 6 年 12 月 2 日から適用する。